## 委員会発案第4号

オスプレイの配備と訓練飛行の撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月18日 提出

由利本荘市議会議長 渡 部 功 様

提出者 由利本荘市議会総務常任委員会

委員長 髙 橋 信 雄 印

(別 紙)

## オスプレイの配備と訓練飛行の撤回を求める意見書(案)

アメリカ軍は、山口県の米軍岩国基地に駐機していた米軍兵隊の軍用機MV22オスプレイを沖縄県宜野湾市の普天間基地に移動・配備し、訓練飛行を開始した。

オスプレイは、すでに明らかにされているように、開発開始以来墜落事故を繰り返し、 多くの人命を奪ってきた世界に知られた欠陥機である。

オスプレイ配備に対しては、沖縄県の全自治体が強い拒否の立場を明らかにし、全国の多くの自治体が反対を表明するとともに、全国知事会が緊急声明を発して反対を表明している。

野田内閣は、アメリカの報告を鵜呑みにして「安全宣言」を行い、アメリカと一体になってオスプレイ配備を強行した。これは、沖縄県民と国民の声を乱暴に蹂躙するものであり、断じて認めることはできない。

オスプレイは、普天間基地への配備後、低空飛行など危険な訓練を行って、墜落の危険と爆音被害を全国にまき散らす。米軍が明らかにした訓練空域には、秋田県の2ルートが入っており、秋田県民は墜落事故と環境破壊の恐怖にさらされている。

以上のことから、オスプレイの配備と訓練飛行を直ちに撤回するよう強くアメリカに 求めるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月 日

内閣総理大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 功